

## 教育委員会 3月定例会会議録（要旨）

招 集 月 日	令和5年3月9日（木）	
招 集 場 所	瀬戸市役所4階 庁議室	
教 育 長	加藤 正彦	
出 席 委 員	委員 青山 貴彦 委員 竹川 典子 委員 稲垣 遼	委員 田中 直美 委員 加藤 千春
欠 席 委 員	委員 小澤 慎太郎	
議案説明のため に出席した職員	教育部長 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課主幹 学校教育課主幹 図書館長 まちづくり協働課長 文化課長 スポーツ課長	磯村 玲子 谷口 墨 此下 明雄 長谷川 武宏 加藤 都志雄 吉村 きみ 杉江 圭司 井上 紀和 中村 浩司
書 記	教育政策課課長補佐兼企画係長 教育政策課企画係	松見 健一 梅原 明江
傍 聴 人 数	1名	
開 会 時 刻	午後2時00分	
閉 会 時 刻	午後3時33分	
	議 題	可否
1 請 願		
請願第5号	学校徴収金の教材費等の公会計化を求める請願	不採択
請願第6号	瀬戸市作成による子ども向けポスター「マスク着用の配慮のお願い」の保護者への周知（配布・配信等）を求める請願	不採択
請願第7号	瀬戸市内の教育機関において黙食の緩和が実現されていないことに関する請願	不採択
請願第8号	瀬戸市教育委員会は、「マスク着用の強制をしていない」ことを子ども及び保護者に対して周知・表明することを求める請願	不採択
2 報 告		
	(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について	
	(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について	
	(3) 令和4年12月情報公開請求について	
	(4) 令和5年度学校給食実施計画表について	
	(5) 学校給食費未納について	
	(6) 「イラストレーター 華鼓さんが図書館にやってくる」について	
	(7) せと歴！「瀬戸の中世城館・近世官舎跡を訪ねる」「水南のマメナシ界限」について	
	(8) 令和4年度瀬戸市スポーツ功労者等顕彰受賞者について	

3 議 案

第11号議案

菱野団地の施設分離型小中一貫校について

第12号議案

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

第13号議案

令和5年度地区公民館長の任免について

可  
可  
可

4 その他

- ・ 日程について

	<p>開会 午後2時00分</p>
教 育 長	<p>ただいまから、令和5年3月定例会を開催します。</p>
	<p>2月教育委員会定例会会議録（要旨）の承認を受けた。</p>
	<p>1 請 願</p>
	<p>請願第5号から第8号の概要について学校教育課長から報告があった。</p>
教 育 長	<p>事務局からは、請願5、6、8号については、請願として受理することとし、審議した後に採択を行うこと、請願7号については請願としては受理せず、別途回答をする予定との説明でした。</p>
	<p>このように取り扱ってよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>特に異議はございませんでしたので、3件の請願について審議を行うことといたします。</p>
	<p>なお、3件の請願について、請願者から口頭陳述の申し出はございませんでした。</p>
	<p>それでは各請願について、審議を進めてまいります。</p>
	<p>請願第5号「学校徴収金の教材費等の公会計化を求める請願」を議題といたします。</p>
	<p>請願第5号「学校徴収金の教材費等の公会計化を求める請願」について学校教育課主幹から説明。</p>
田 中 直 美 委 員	<p>学校徴収金の公会計化を行った場合、市が行う業務としてはどのようなことが考えられますか。</p>
学 校 教 育 課 主 幹	<p>市の予算として計上していくことが大前提となります。保護者からいただいている徴収金で購入をしていただいております、教材や校外学習費、修学旅行にかかる経費等を前年度に学校の方でとりまとめて、市の方で査定をし、歳出として計上していく必要がございます。また、今まで保護者からいただいた費用等につきましては市の歳入として計上していく必要がございます。必要経費の検討であったり、保護者からの費用の徴収といった事務が各学校から市に移っていく、ということになります。</p>
田 中 直 美 委 員	<p>市教育委員会の予算にするためには、学年費として集めているお金で購入している教材や行事等については、前年度にはすべて計画することが必要だということになりますね。私の子どもたちが小中学校に通っていたときの話ですが、上の子どもと下の子どもで、使っていた教材が違っていたり体験学習の内容が変わっていたりとその学年ごとに特色があったと思います。公会計化することにより、自由に教材を選んだり、修学旅行の行先や現地での行動等を変更したりすることが難しくなることが想定されますが、いかがでしょうか。</p>
学 校 教 育 課 主 幹	<p>委員のご指摘のとおり、市の会計を通すことによって、学校や学年ごとに特色ある授業を実施することが難しくなると考えております。また年度途中で教材の変更</p>

	<p>や追加を行う場合は、市の予算でございますので予算の流用であったり、補正が伴う等、市の会計で対応すること、つまり徴収金を公会計化することで様々な制限が生まれることが考えられます。</p>
田中直美委員	<p>現在、経済的に厳しいご家庭に対し、就学援助制度により支援をしていますが、対象者については児童生徒の何%程度いらっしゃるのですか。</p>
学校教育課主幹	<p>今年度につきましては、約10%の児童生徒の保護者に対して就学援助制度により学校教育に必要な経費の一部の支援をさせていただいております。内容でございますが、学用品費であったり校外学習費、修学旅行費および給食費に対して、支給をしております。</p>
田中直美委員	<p>学校徴収金を公会計化することにより、学年ごとに特色のある授業、行事を行う等の自由度がなくなる可能性が大きいこともあり、保護者から徴収する費用をあえて市の会計に入れ、市の財源から支払うことにメリットがあるとは思えません。また、経済状況が苦しいご家庭には必要な費用を就学援助制度により支給しており、今回の請願である「学校徴収金の教材費等の公会計化」は必要ないと考えられます。</p>
教育長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">挙手なし。</p> <p style="text-align: center;">＜審議の結果、不採択＞</p>
教育長	<p>つづきまして、請願第6号について説明をお願いします。</p> <p>請願第6号「瀬戸市作成による子ども向けポスター「マスク着用の配慮のお願い」の保護者への周知（配布・配信等）を求める請願」について学校教育課長から説明。</p>
稲垣遼委員	<p>確認なのですが、今回の請願にある「マスク着用の配慮のお願い」というポスターについて、これまではどういった対応をされてきたのか、経緯について教えてください。</p>
学校教育課課長	<p>請願にあるポスターにつきましては、シティプロモーション課が作成したものを、1月10日の校長会で校内掲示の伝達を行い、1月16日より学校教育課から送ったデータを各校で印刷し掲示しております。</p>
稲垣遼委員	<p>掲示をされているということですが、掲示を依頼した目的はどのようなものですか。</p>
学校教育課長	<p>掲示の目的につきましては、マスク着用が困難な状態にある人がいることの周知や、その人たちへの心ない対応がなくなるようにと考えて依頼しております。</p>
稲垣遼委員	<p>今回の請願を見ると、請願者はポスターを保護者へも届く形で一層の啓発を求めています。学校教育課で考えている今後の対応は何かありますか。</p>

<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>愛知県が示しているマスク着用の考え方の見直し等について記載されている「学校等における取扱いについて」によりますと、4月1日以降は学校教育活動の実施にあたってはマスクの着用を求めないことを基本としますが、年度内は従来のガイドラインに従って対応することを確認しています。なお、卒業式については4月1日以前でも児童生徒のマスクを外すことを基本としていますので、参加する児童生徒や保護者には通知をもって周知したところです。直近の3月7日には中学校の卒業式が行われましたけれども、8割以上の卒業生がマスクを外して式に臨んだということを各学校で確認しております。4月1日以降の対応につきましては、新たな通知等が出されるものと考えております。</p>
<p>稲 垣 遼 委 員</p>	<p>新たな通知が来て、マスク着用についての考え方の見直しがされるのは4月1日からということで、年度内は従来の対応を継続するという事によろしいですか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>委員のおっしゃる通りでございます。</p>
<p>稲 垣 遼 委 員</p>	<p>これまでの説明を聞いて、4月1日まであと1か月もない状況で、新たな通知が来たら改めるということですので、卒業式の様子も踏まえながら年度内についてはこれまで通りの対応をして、4月1日からは新たな通知に基づいた丁寧な対応をしていただくとよいのではないかと思います。</p>
<p>青 山 貴 彦 委 員</p>	<p>マスク着用に関して、医師の立場からお話をさせていただきます。COVID-19 という感染症ですが、現在の感染状況としては少しずつ減ってきてはいると思っております。しかし、この感染症が始まって3年で7万人くらいの方がお亡くなりになられているんですね。第8波の3か月だけを見ても1万人くらいの方がお亡くなりになっているという事実がございます。これは、インフルエンザが年間で7,000人から8,000人ということを考えると、COVID-19 とインフルエンザを同等に考えることはできないと考えられます。ただ、政府はマスクの着用を3月13日から個人に任せるとして動いております。これはもはや医学的な話というか価値観の問題で、どこまで許容するかという問題だと思っております。今回のマスク着用に関しても同様のことが言えると思います。学校に関しては4月1日からマスクの着用を求めないということではありますが、個人がマスクをつける、つけないは一人一人がその場その場で考えて対応することが求められると思います。4月1日から新たにマスクの着用の方針が変わるということですので、配慮のお願いについて啓発する必要もわたくしは無いと思っておりますし、ただ個人が自分で考えていくことがより一層求められていくのだなと思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">挙手なし。</p> <p style="text-align: center;">＜審議の結果、不採択＞</p>
<p>教 育 長</p>	<p>つづきまして、請願第8号について説明をお願いします。</p> <p>請願第8号「瀬戸市教育委員会は、『マスク着用の強制をしていない』ことを子ども及び保護者に対して周知・表明することを求める請願」について学校教育課長</p>

竹川典子委員	から説明。
学校教育課長	<p>第6号の請願に共通する事項ではないかと思えます。請願を出された日付が2月3日とのことですが、2月3日以降に、何か国や県の動きはありましたか。</p> <p>請願が提出されたのは2月3日でございますが、そのすぐ1週間後の令和5年2月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部で今後の基本的対処方針が変更され、マスク着用の考え方の見直しが決定されています。学校については、先ほどから共有しています通り、4月1日から「学校におけるマスク着用の考え方の見直し」を適用するという事ですので、年度内は従来のガイドラインに基づいて対応し、ただし、卒業式についてはマスクを外すことを基本として対応していくこととございます。</p>
竹川典子委員	<p>保護者への周知につきましては、学校という性質上、通知に基づいた正確な対応が基本であると考えます。請願者は、マスク着用の強制をしていないという一文を、子ども及び保護者に周知してほしいとのことですが、4月1日以降の対応については、国や県の通知の文言を確認してから適切に対応してはどうかと思えます。</p>
青山貴彦委員	<p>先ほどの請願と重なるわけですが、マスクが浸透したこの3年でインフルエンザの流行はほとんど見なかったわけですね。マスクはやっぱり一定の効果があることは皆さんご承知かと思えます。マスク着用の強制をしていないことを周知することなんですかマスク非着用を強制していることにもなるのではないかとこのことを考える必要もあります。先ほども申し上げましたとおり、個々人が自分で考えること、子どもが自分で考えるのは難しいかもしれないので、そこは親が責任を持って対応することになるのだらうと思えます。マスク着用の強制をしていないことを周知する必要はないのだらうと思えます。</p>
教 育 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">挙手なし。</p> <p style="text-align: center;">＜審議の結果、不採択＞      ＜一時休憩＞      ＜休憩後、定例会再開＞</p> <p>2 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について</p> <p>(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について</p> <p>教育政策課長から、審査結果報告書に基づき、「2023 瀬戸いけばな芸術展」をはじめ、7件について催物の審査結果を報告。</p> <p>併せて、実績報告書に基づき、「英語で楽しみながら異文化に出会うクリスマス・パーティー」をはじめ、2件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 令和4年12月情報公開請求について</p> <p>学校教育課長から、資料に基づき報告。</p>

(4) 令和5年度学校給食実施計画表について  
学校教育課主幹から、資料に基づき報告。

(5) 学校給食費未納について  
学校教育課主幹から、資料に基づき報告。

加藤千春委員より、「令和3年度末の累計未納額が4,118,388円で、令和4年12月末の現年度未納額が1,955,460円です。これを足しますと、6,073,848円で、令和4年12月末の累計未納額が5,481,276円となっています。この差額592,572円が今年度に未納分から納入された金額と理解してよろしいですか。」と事前質問あり。

これに対し、学校教育課主幹より、「委員のおっしゃるとおり、令和3年度末時点の累計未納額は、4,118,388円ですが令和4年度においてはこれが過年度分となります。これに対して、督促状を発送したり、学校の働きかけによって過年度分が592,572円納付されました。令和3年度以前の未納額は現段階では3,525,816円に減少しております。現年度の未納額を足すと5,481,276円ということでございます。ちなみに前年度の同月比ではどれくらい過年度が入ってきたかということ調べてみたら、776,984円という数字でございました。今年度は少し納付が少ない状況でございますけれども、これは原因を探りますと現年度から繰り越されるいわゆる未納額がここ2年ほど大幅に減少しておりますので、それに合わせて過年度納付額も少し少なくなったのではないかと考えております。」と回答。

(6) 「イラストレーター 華鼓さんが図書館にやってくる」について  
図書館長から、資料に基づき報告。

(7) せと歴！「瀬戸の中世城館・近世官舎跡を訪ねる」「水南のマメナシ界限」について  
文化課長から、資料に基づき報告。

(8) 令和4年度瀬戸市スポーツ功労者等顕彰受賞者について  
スポーツ課長から、資料に基づき報告。

## 2 議案

第11号議案 菱野団地の施設分離型小中一貫校について  
教育政策課長から、資料に基づき説明。

加藤千春委員より、「にじの丘学園の基本コンセプトは「出会いと協働による新たな学び合いの創造～地域とともに歩む未来の学び舎～」ですが、菱野団地の施設分離型小中一貫校の基本コンセプトはにじの丘学園と具体的に何が違うのですか。」と事前質問あり。

これに対し、教育政策課長より、「令和2年春に開校したにじの丘学園は、中心市街地を含めた地区、5小学校と2中学校を2つの中学校区にということで、これを対象とした広範囲の学校再編であり、また、校地においては、既存校の改修工事などの対応ではなく、都市公園を活用しながら新しい校舎を建設したものでございます。一方、今般の菱野団地の学校再編につきましては、一つの中学校区（光陵中学校ブロック）であり、基本的には菱野団地内での再編ということをはじめ、地域の特色として特別支援学校があることや、外国籍の児童生徒など多様なニーズに対

応する必要があること、例えば、日本語指導などが挙げられます。また、地域計画である「菱野団地再生計画」の基本方針に『若い世代に住みたいと選ばれる団地づくり』がございまして、こちらにおいても適正配置、小中一貫教育が取り組みとして想定されており、将来的な団地全体のまちづくりにも繋がっていくことが期待されることがございます。こうしたことなどから、基本コンセプトに、『子ども一人ひとりの多様な幸せ』『誰一人取り残さない』『多様な学び合い』という文言を盛り込んだものでございます。にじの丘学園も、今般の菱野団地の学校再編も、『こども中心』『学び合いの創造』『地域協働』であることに変わりはないものの、国の次期、第4期の教育振興計画、これは令和5年度から9年度になりますが、計画に係る審議会の内容なども見据えた点などが、具体的な相違点であると考えています。」と回答。

加藤千春委員より、「『Well-being』には、『幸福』の他に『満足度』『福祉』など多くの訳があるので、敢えて基本コンセプトに入れなくてもよいのではないですか。」と事前質問あり。

これに対し、教育政策課長より、「Well-beingという言葉については、国の次期教育振興基本計画に係る審議会における議論でも主要な言葉として出ており、昨日ホームページにもアップされた文部科学省の中央教育審議会の答申の中に、基本コンセプトとして日本社会に根差した Well-being の向上という言葉が出ていますが今後の国の文教科学における様々な施策にこの言葉が出てくることが予想されるということが一つでございます。一方、一般社会への浸透度、認知度としてはまだ低いと感じており、私ども教育委員会としても、新しく生まれ変わる学校の基本コンセプトに盛り込むことにより、多くの皆さんの目につくようにしたいと考え、また、子どもたちがそれぞれの幸せをつかんでほしいという願いを込めてこの言葉を現段階で採用したものでございます。」と回答。

加藤千春委員より、『ひしの こども まんなかスクール』とは『にじの丘学園』と同じく小中一貫校としての通称（愛称）ですか。『にじの丘学園』は公募を行って決定したようですが、今回は改めて公募を行う予定ですか。」と事前質問あり。

これに対し、教育政策課長より、『ひしの こども まんなかスクール』に『(仮称)』という言葉があることで、学校名と捉えられる方はいると思いますが、『ひしの こども まんなかスクール』とは、菱野団地における小・中・特別支援学校をコンセプトにまとめる際の中心的、象徴的な言葉として設定しているものでございます。スーパー・サイエンス・スクールなどの言い方があると思いますが、それと同様でございます。ただ、委員ご指摘のとおり、誤解を招くことも想定されるため、この部分の『(仮称)』は削除させていただきたいと思っております。また、新しい学校名については、にじの丘学園と同様、今後、菱野団地の学校に通う児童生徒や保護者、地域の人たちから公募したいと考えています。」と回答。

加藤千春委員より、「2つ目の『明日また来たいと思える学校』の中で、『協働し、子どもたち誰一人取り残されない』は『連携・協働し、子どもたちを誰一人取り残さない』のほうが良いのではないかと。その理由については、諸機関等の内容を見ると、例えば大学、福祉機関は『協働』の関係というよりも、『連携』の関係ではないかと思われる。アクションプランの記述にも合致する。また、基本コンセプトで『誰一人取り残さない』と記述していることとの統一性と、『取り残さない』のほうがより明確に学校の意志を示すことができるため。」と意見あり。

これに対し、教育政策課長より、「当該基本コンセプトは、『子ども』を主語として作れないだろうかと考えてとりまとめたものですが、現時点では表記にゆれがありました。そのため、まずペーパー上部の『基本コンセプト』にある、『誰一人取り残さない』は、『誰一人取り残されない』としたいと思っております。また、委員ご指



摘のとおり、『02 明日また来たいと思える学校』の説明部分については、連携という言葉を入れたいと思います。『学校外の諸機関等（専門家、福祉機関、行政、NPO、大学、企業）と連携・協働し、子どもたちが誰一人取り残されない、ゆとりと温かみのある、ほっとする学校』と修正させていただきたいと思います。」と回答。

加藤千春委員より、「文部科学省の報告を示した意図は何でしょうか。この報告では、学校設置者における推進方策として、学校の整備に学校教職員、児童生徒、保護者等を参画させることが望ましいとしています。市はそういったことを行う考えはありますか。」と事前質問あり。

これに対し、教育政策課長より、「委員ご指摘の文部科学省の報告とは、『コミュニティ・スクール』の下部にある『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）』の部分を目指すものだと思います。学校のコンセプトを検討する際、施設整備といったハード面、これは長寿命化改良工事の設計にも繋がっていきますが、ハード面も含めて一体的に議論していることから、ここに盛り込むことにより、ソフト面のコンセプトをより効果的に実現するための水準を適正に満たしたいと考えてのことです。また、学校施設の整備に関しては、すでに児童生徒向けのアンケート調査を実施したり、菱野団地の小学校、中学校、特別支援学校の校長先生との打合せ会を実施したりしています。また、PTA や地域の方にも計画について説明をしつつ、意見交換をしているところでございます。なお、今申し上げましたアンケート調査結果についても概要をお知らせさせていただきたいので、本日お配りした資料をご覧ください。ポイントだけお知らせさせていただきます。こちらについては菱野団地の公立学校に通う児童生徒を対象として、学校のイメージや施設整備を対象としてご意見を伺い、再編する学校の参考にするを目的としてアンケート調査を行ったものでございます。学校を通じてアンケートを実施したものでございまして、昨年12月1日から23日まで調査を実施した結果ということでお知らせさせていただきます。1ページの真ん中あたりですが、『①思い切り体を動かせる学校』というところをご覧くださいますと、色々な意見がございますが2つ目に『芝生（または人工芝）がある学校』というものがありますが、これは他47件ということで数多くのご意見をいただいております。その2つ下には『大きな（広い）体育館。大きな（広い）運動場のある学校』ということでこちらも他75件と多くのご意見をいただきました。また、そこから4つ下には『アスレチック・遊具がある学校』でこちらも他147件のご意見がありました。下の方にいきまして、『②明日また来たいと思える学校』に関係するお答えでは、2ページ目をご覧くださいますと上から6つ目のご意見で、『明日楽しみなべんきょうがある』『授業が分かりやすい（楽しい）学校』というご意見が他46件ありました。真ん中あたりには、『いじめをしない、いじめがない学校』という意見が43件ありました。次のページをご覧くださいますと、真ん中あたりに『③ひとりひとりが輝ける学校』というところがございます。これの2つ目、『頑張ったことをいろいろな人に認められる場がある』、こちらは他11件、ここから2つ下には『自分から色々なことができるようになる、特技が活かせる学校』、こちらは他25件でございました。次のページをご覧ください。『④誰とでも仲良くできる学校』には、1つ目に『いろいろな学年の子と交流がある』、こちらは他86件いただいております。3つ下にいくと『いじめや仲間外れがない』は他43件ございました。下の方にいきますと、4番目の問いである『上の4つの言葉から、どんな部屋やものがあつたらいいなと思いますか』という質問に対して、3つ目に『サッカーやバスケットボールができる広いグラウンドがほしい』という意見に他75件等のご意見がありました。こうしたアンケートをとり、ご意見を参考にしながら学校施設づくりに活かしていきたいと思っております。繰り返しになりますが、加藤千春委員からのご意

	<p>見を踏まえて、現時点で4か所修正をさせていただきたいと思います。まず1つ目がペーパー上部の基本コンセプトにございます、『誰一人取り残さない』という言葉がございしますが、これは『誰一人取り残されない』という言葉に修正したいと思います。2つ目が、『明日また来たいと思える学校』のところで、『連携』という言葉を入れて、『連携・協働し』に修正いたします。3つ目が、『子どもたちが誰一人取り残されない』というように『子どもたち』の後に『が』を入れる、4つ目が『ひしのこどもまんなかスクール(仮称)』という黄色の部分ですが、こちらの『仮称』を削除したいと思います。以上です。」と回答。</p>
加藤千春委員	<p>基本コンセプトですが、なかなか難しいかとは思いますが今後小中一貫校がさらに増えてくると、もっと難しくなるのだろうなと思いますので、引き続き知恵を絞っていただきたいと思います。それから、資料の真ん中下あたりの『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について』というところですが、上の方は割とソフト面が中心でしたがここで施設についても充実させていくんだという、瀬戸市の意思表示になるのかなと思うのですが、今日いただいたアンケート結果でもソフト・ハード両面で様々な要望、アイデアが出ておりました。それで、前にも申し上げましたがおそらく菱野団地に住んでみえる小中学生およびその保護者の方々は、新しい学校はにじの丘学園と同等以上の充実した施設・教育内容であることを期待しておられると思いますので、色々今考えておられると思いますが、最初の取組はすごくお金をかけてやられるのですが2番目以降は熱が冷めてくるというか、普通の整備になりがちではないかと思しますので、分離型の学校が要望を全部取り入れるのは当然無理だと思うのですが、長寿命化の工事だけでなく単に3つの小学校を1つにしたということではなくて、3つの学校が1つに再編され、さらにソフト・ハード両面で充実した形になっていくことを考えておられるように、にじの丘同様、社会増まで生み出すような、菱野地区が地域として発展していくようなそういう起爆剤になるような、そういうことを教育の面から教育委員会には考えていただきたいと思います。以上要望ですが、よろしく願いいたします。</p>
青山貴彦委員	<p>この地域は日本語以外の言語を家庭がかなり多いと思いますが、そういったところへの配慮というか、そういった語学的なサポートは、一貫校整備にあたり充実させようとするかの考えはありますか。</p>
学校教育課長	<p>日本語指導につきましては、まだ日本にやってきて日が浅い子につきましては日本語の初期指導教室ですとか、日本語を指導できる者が巡回指導ですとかをしてケアをしているところでございます。3校が1つになるということで、多くの子どもたちが集まってくるということでございますが、この子どもたちを指導する、県の加配による日本語の教員も充てているところなのですが1校にまとまることでこの加配教員の数が基準の人数等を踏まえすと、減ることも予想されますのでそういったことがないようにきめ細かい指導ができるよう、県の教員加配等も見据えながら、子どもたちにとって困りごとが少ないように十分ケアをできるような体制づくりを考えていきたいと思っております。</p>
青山貴彦委員	<p>この学校に行くとスペイン語がある程度理解できるようになるですとか、そういったメリットが出せるといいのかなと思います。</p>
教 育 長	<p>他にご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。一部、先ほど事務局より修正がありました修正を踏まえまして採決を行いたいと思っております。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>第 1 1 号議案について、可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">異議なし。(全員挙手)</p> <p style="text-align: center;">&lt;審議の結果、修正があったものについて承認する&gt;</p> <p>第 1 2 号議案 瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>学校教育課主幹から、資料に基づき説明。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。</p> <p>第 1 2 号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">異議なし。(全員挙手)</p> <p style="text-align: center;">&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p> <p>第 1 3 号議案 令和 5 年度地区公民館長の任免について</p> <p>まちづくり協働課長から、資料に基づき説明。</p>
<p>加 藤 千 春 委 員</p>	<p>昨年 3 月の定例会で当時のまちづくり協働課長さんから「地区公民館長は会計年度任用職員であり、年 1 0 日間ほど出ただいて、報酬は年間 75,440 円です」という説明と、「瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 2 0 条第 2 項に規定する日額で報酬を定める職員に該当します」という説明があったと思います。確認ですが、この 2 つの答弁を合わせると、公民館長の報酬は日額 7,544 円で、勤務実態としては年間 1 0 日程度の勤務という理解でよろしいですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>まず 1 つ、昨年の答弁が誤っていたかもしれませんが年間報酬は 75,540 円です。また、今のご質問につきまして、昨年度お答えした回答につきまして年間 1 0 日間程度ということですが、実態としましては週に 1 回から 2 回、地域の状況に応じてですが、公民館に出向いて館の運営、事業の指示をいただいております。1 0 日間の労働時間を分散しているような形でございますので、実態として、1 0 日間しか出ないというわけではございません。毎週 1 回は顔を出したりだとか、状況によってはそれ以上来ていただいたりということでございます。</p>
<p>加 藤 千 春 委 員</p>	<p>再度お尋ねしますが、日額で定めるということですが、報酬は日額おいくらののでしょうか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>日額は 7,554 円でございます。</p>
<p>加 藤 千 春 委 員</p>	<p>7,554 円で、予算的には年 1 0 日間分くらいしか措置されていないけれども、週 1 回程度出ただいただいているということではよろしいですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>委員のおっしゃる通り、計算上は 7,554 円×1 0 日間ということですが、これを分解して考えると、週に 1 回、1 年間で 5 2 日と考え、ボランティア的な活動でお願いしているところでもありますので会計年度任用職員になる前の状況等も鑑み</p>

加藤千春委員	<p>まして、このような予算になっております。</p> <p>労働基準法の15条で会計年度任用職員に対しては、報酬だけではなく任用期間や勤務場所、勤務時間等について労働条件を文書で示すようにという定めになっていると思いますが、実際のところはどのように文書で勤務条件等を通知しているのでしょうか。</p>
まちづくり協働課長	<p>まず昨年度にご指摘いただいておりますので、金額の方はきちんと文書で示すということをしております。任用期間、勤務場所および勤務時間等につきましては昔より住民のボランティア的運営によって地域密着の視点で公民館の運営をさせていただいております、会計年度任用職員という枠になりましてもその志で運営いただいているところでございます。労働条件について、週に何時間、この場所というようにはなかなか縛ることが難しく、会計年度任用職員に移行する際にも検討を行いました但引き続き、報酬のみをお示しするという扱いでございます。</p>
加藤千春委員	<p>そうすると日額の7,554円という条件は示しているけれども、その他のところ、例えば勤務時間などは明示していないと、そういうことでしょうか。</p>
まちづくり協働課長	<p>勤務時間等については明示しておりません。</p>
加藤千春委員	<p>それは労働基準法に違反しているのではないですか。また、単に法律違反ということだけでなく、事故が起きた時にそれが公務中のものなのか、公務外のものなのか、そこが今のような取り扱いだとはっきりしないと思います。万が一不幸にして事故が起こったときに、十分な補償を受けられない可能性があるのではないかと思います。なおかつ、公民館の館長さんというのは市が委託する公民館事業運営委託契約の受託者にもなっておられるということで、会計年度任用職員としての身分と、公民館の委託管理の責任者としての立場と、両方あるということですので、おそらく公民館に詰めておられる時間がかなりあると思うんですね。そこがはっきりと、この業務が会計年度任用職員としての公民館長、この業務は受託の方の業務というように、線引きをしっかりとしないとか何か事故があったときにご自身が不利な立場に置かれる可能性も十分あると思います。ですのでそこはしっかりと線引きをし、なおかつ少なくとも毎週1回52週働いていたならばしっかりと必要性を説明して、それだけの予算を確保するようにするのが筋ではないかと思います、市の認識を伺いたいと思います。</p>
まちづくり協働課長	<p>かねてからボランティアとして地域特有の、他市町・他府県等では見られない運営をさせていただいておりますので、そのような不具合もあるかと思いますが委員ご指摘の事項を真摯に受け止めまして、改善を図ってまいりたいと思います。また、予算的なものについては実態を見ながら改善を図りたいと思います。</p>
田中直美委員	<p>長根公民館のところですが、わたしの資料には「長」が抜けておりますが長根公民館長ということでしょうか。</p>
まちづくり協働課長	<p>大変失礼いたしました。長根公民館長でございます。</p>
教 育 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。</p>

第13号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

異議なし。(全員挙手)

<審議の結果、原案どおり承認する>

#### 4 その他

2月定例会で質疑があった公民館の協力金について、まちづくり協働課長から説明。協力金については寄付であるということを明示して、その取扱いにしていこうこと、公民館に寄付金を払いたくないという方がみえた場合でも、使っていただけるようにしていこうことを説明。

加藤千春委員

わたしには寄付と聞こえましたが、今の協力金は寄付ということなんですか。

まちづくり協働課長

現段階も寄付という扱いでございましたが、公民館によっては払ってもらわないと貸さないというような表示があったりとかそのような取り扱いをしておりましたので、そういったものは止めていただいてこれからはきちんと寄付という形の扱いをするようにしてまいります。

加藤千春委員

現段階のものは、わたしは明らかに実質的に使用料であると思うのですが、どうして寄付なんですか。使用の対価として、現時点においても取っているわけですが、それが寄付というのは自由な意思にしているものを、今までホームページ等で管理規則で使用にあたって、払ってもらうことによって使用許可を出すというような関係にあるものが、なぜ寄付なのかということなんですか、使用料ではないのですか。

まちづくり協働課長

わたくしどもは従前から寄付という扱い、協力金という扱いでございましたが、そのところが各公民館で取り扱いがバラバラになっておりまして、多くが委員ご指摘のように実質的に使用料のような形になっておりまして、今回ご指摘を踏まえ、変えていくというものでございます。ですから、現行、実態としては使用料に近い形になってしまっておりまして、従前からそうではないという扱いをしておりましたが、実態は使用料になってしまっていたということでございます。

加藤千春委員

今の実態は、寄付だという認識を市は持っているけれども取るとすれば寄付しかないと思っていて、一部の公民館、実態はすべての公民館だと思いますが使用料として受け止められても仕方ないような形態で協力金というものを取っていたという、そういうことでよろしいでしょうか。

まちづくり協働課長

委員お話の通り、そのように受け止められても、実態として使用料になっていたということでございます。

加藤千春委員

市としては、寄付金ということで使用する方から徴収しても、あくまで自由意思で取っているものと思っていたけれども、実態を見ると実質的に使用料という形で取っていたということがわかったので、これからは使用料というように受け止められないような形で、取るとすればはっきり寄付だという形で取るということに関し

	ては認めていこうということによろしいですか。
まちづくり協働課長	はい。そのように考えております。
加藤千春委員	そうすると今までは市の考え方を公民館の方が十分に理解していなかったために、今のような取り扱いがなされていたと。そのように市は考えているということですか。
まちづくり協働課長	規約等をそれぞれ確認させていただきましたが、協力金という名は打ってありますが実際には徴収をするという扱いになっておりましたので、そこは反省すべき点と考えております。ですので令和5年度については寄付という扱いをするようにしてまいります。
加藤千春委員	そうすると、市は市会議員の方が公民館を利用するということについて、そういう人たちからもお金をとっているということについて、知らなかったということなのですか。寄付をもらっているとすると、払った市会議員やもらった公民館の人たちは公職選挙法の規定に触れると思うのですが、そのようなことについてあらかじめ指導するという点については考えておられなかったのでしょうか。
まちづくり協働課長	公民館を回ってみて、実際に議員さんが使うことはないということでしたが、今後も寄付という扱いですので求めることはしないようにお話しさせていただいております。
加藤千春委員	今の、使っていないというのは事実には反するのではないかと思います。誰とは申しませんが、過去においても市会議員の方が公民館を使おうとしたら政治的な理由では使わせられないんだということで、公民館の方が断って問題になった事例があって、市議会でも質問が出てその時にご本人が「わたしは使ったことがあります」と。ただ使おうとして断られたから問題になったわけで、使っていないということはないのではないのでしょうか。仮に、過去の話ですから、今はその方が使っていないということならばそれで結構ですが少なくとも数年前は使っておられると思います。今は使っていないということですか。
まちづくり協働課長	はい。今はそういった使い方はしていないと聞いております。
	教育政策課長から、日程について、説明。 教育政策課長から、瀬戸 SOLAN 小学校の学校評価について、説明。
加藤千春委員	12月の定例会で、令和5年の二十歳を祝う会の開催予定をご報告いただきましたが、その際深川公民館で開催が予定されていた祝う会は対象者が14人だったということでしたが、市のホームページを見ると他地区への出席希望や欠席者により出席者が0人になってしまったので、開催は中止になったということでした。対象者が元々14人しかいないということですし、今後も対象者は減少していくのではないかと思いますので、例えば旧本山中学校区の道泉地区と合同で開催するよう、市の方から働きかけるべきではないかと思うのですが、いかがですか。
まちづくり協働課長	瀬戸市では以前より各公民館がそれぞれで、地元の方たちが温かみを込めて行っ

ておりました。現在につきましても、各公民館、小学校区単位での二十歳を祝う会を開催しております。今ご指摘いただいたようなことにつきましても、公民館の方では危惧しております。にじの丘学園ができ、今年度につきましては祖母懐、古瀬戸、東明はにじの丘で開催しておりますので深川の公民館長はにじの丘の方に当日出向かれたということでした。また公民館の方では瀬戸市内一括での開催がよいのか、各公民館で開催した方がよいのか、そういったこともアンケートをとっておりますし、今年はこの二十歳を祝う会に出られた二十歳を迎える子たちに対してもアンケートをとって、開催について検討をしているところでございます。

学校教育課長より、令和4年度全日本学校関係緑化コンクールにおいて陶原小学校が国土緑化推進機構理事長賞に選ばれたことを説明。

加藤千春委員

せっかくこのような荣誉ある賞を受賞されたわけですので、学校の優れた取り組みを積極的に市民に発信していくということが協力してくださる地域の方々の励みにもなると思うので、例えば広報せとに載せていただくとか、ぜひ検討いただけたらと思います。

学校教育課長

3月3日のプレスリリースですので、広報せとの掲載につきましては何月号になるかわかりませんが、間に合うようでしたら検討してまいりたいと思います。

閉会 午後3時33分

教育長



教育長職務代理

